

利用料金表(介護予防・日常生活支援総合事業) 甲州訪問介護ステーション

【1割負担 利用料金】

介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス費(A2) ※対象者 事業対象者・要支援1・要支援2	サービス内容略称	基本算定項目	基本単価(円)		
		訪問型サービスⅠ(A2)	(週1回程度) (身体介護・生活援助)	1,176円/月		
		訪問型サービスⅣ	(週1回程度) ※月4回まで (身体介護・生活援助)	287円/1回		
		訪問型サービスⅡ(A2)	(週2回程度) (身体介護・生活援助)	2,349円/月		
		訪問型サービスⅤ	(週2回程度) ※月5回~8回まで (身体介護・生活援助)	287円/1回		
		訪問型サービスⅢ(A2) ※事業対象者及び 要支援2対象	(週2回を超える程度) (身体介護・生活援助)	3,727円/月		
		訪問型サービスⅥ ※事業対象者及び 要支援2対象	(週2回を超える程度) ※月9回~12回まで (身体介護・生活援助)	287円/1回		
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の所定単位数合計に24.5%加算/月			
		初回加算	200円 / 月	中山間地域等提供加算	所定単位数の5% / 回 増	
		生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円 / 月			
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円 / 月					
訪問型サービスA(A3) (緩和した基準によるサービス) ※対象者(事業対象者・要支援1・要支援2) ※身体介護不可。 ※利用週2回以内。	訪問型サービスA(30分未満) (※身体介護以外の生活援助)	142円 / 回				
	訪問型サービスA(30分以上60分未満) (※身体介護以外の生活援助)	249円 / 回				
	訪問型サービスA(60分以上90分未満) (※身体介護以外の生活援助)	380円 / 回				

※基本単価：1回一建物利用者該当の場合、基本単価減算あり。 ※短期入所併用時等は定められた日割単価による。(笛吹市は使用なし)

※負担割合は介護保険サービス利用負担割合に準ずる。